

( 設 立 認 証 申 請 用 )

役 員 名 簿

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 パパラギ住まいのサポートセンター
--------------	----------------------------

役 名	氏 名	住 所 又 は 居 所	報 酬 の 有 無	備 考
理事	武本匡弘	[REDACTED]	なし	理事長
理事	益永由紀	[REDACTED]	なし	副理事長
理事	三浦恵理	[REDACTED]	なし	
監事	吉田章子	[REDACTED]	なし	

◇役員は、法第20条の欠格事由に該当しないこと、法第21条による親族規定に反しないことが必要です。

◇親族規定の考え方

役員総数が5人以下のときは、配偶者若しくは三親等以内の親族（以下、親族等といいます。）は入れません。また、役員総数が6人以上のときは、ある役員からみて、1人だけは親族等が入ることができます。

※ 三親等以内の親族

父母、子、祖父母、孫、伯叔父母、甥姪（血族及び姻族とも）